

# 農地転用に係る開発行為に該当しない旨の証明願 の郵送受付について

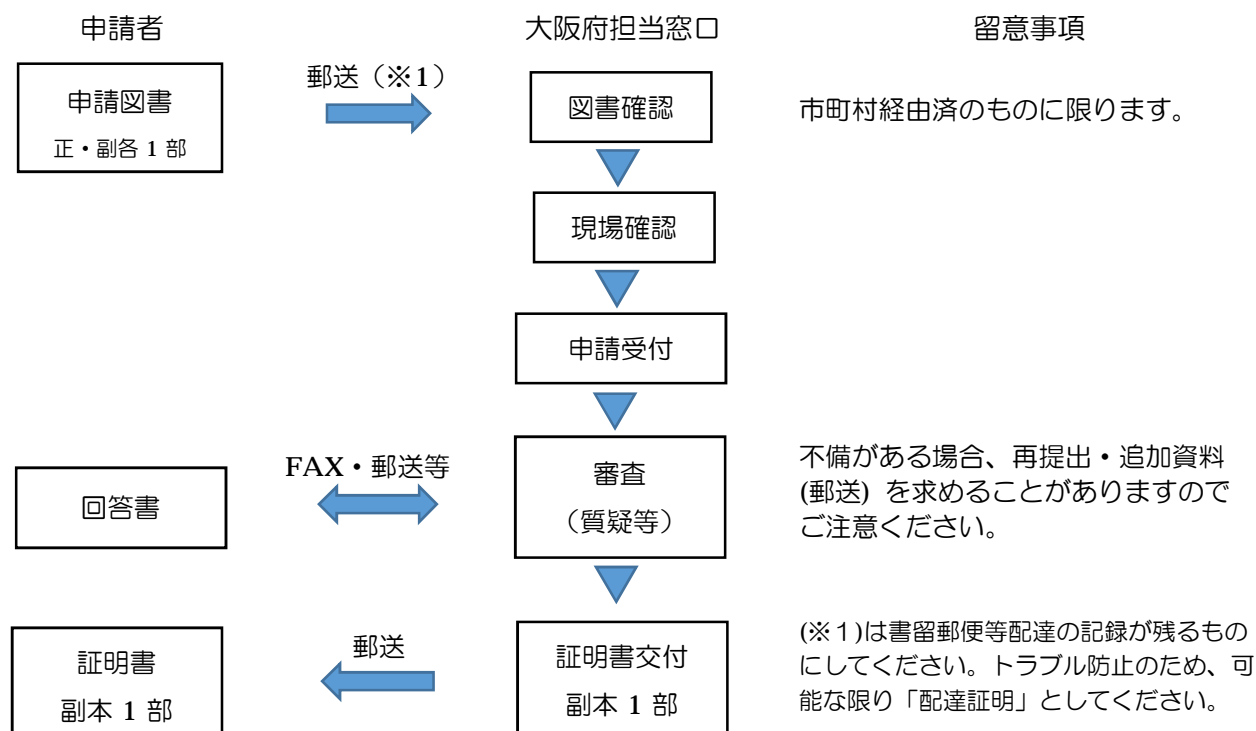
令和2年4月17日

令和2年6月1日更新

大阪府住宅まちづくり部 建築指導室  
審査指導課 開発許可グループ

農地転用に係る開発行為に該当しない旨の証明願については、窓口での受付を継続しているところですが、当分の間、申請にかかる図書を作成の後、市町村経由が終了したのものについては、次のとおり郵送による受付、交付等を行いますので、郵送に必要なものを添えて提出してください。

## 【郵送による基本的な受付の流れ】



## 【郵送受付が可能なもの】

市町村の経由の印が押印された証明願及び添付図書(正本・副本)

【郵送による交付や返却に必要なもの等】

(1) 必要なもの

交付や返却をする書類の返信用封筒等 1 通

- ① 副本・証明書用（例：レターパックプラス(赤)等）

信書を送ることができ、受領確認ができるものとしてください。

※①の返信用封筒にはあらかじめ宛先の住所・会社名・担当者名・連絡先等を記入してください。

(2) 注意事項

- ① 申請等にあたって必要となる郵送費用はすべて申請者／届出者の負担となります。申請書等に不備があり本府から返送する場合も申請者／届出者の負担となりますので、ご注意ください。
- ② 郵送に時間を要することとなりますので、時間余裕をもって申請等を行ってください。
- ③ 郵送事故に関して、本府は責任を負いません。

(3) その他

「[新型コロナウイルス感染症対策に伴う郵送による申請の受付等について](#)」も併せてご覧ください。

【問合せ・送付宛先】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲州庁舎 27 階

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室

審査指導課 開発許可グループ

電話 06-6210-9722（直通）

FAX 06-6210-9728